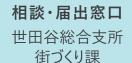
都営下馬アパート周辺地区

地区計画 地区街づくり計画 新たな防火規制



世田谷区



〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 西棟2階 TEL: (03) 5432-2872 FAX: (03) 5432-3055

世田谷区のホームページ: https://www.city.setagaya.lg.jp



地区計画・地区街づくり計画の目標と土地利用の方針

目標

本地区は、東急電鉄田園都市線及び世田谷線三軒茶屋駅の東側に位置しており、地区の北側は大学、都営団地及び国家公務員宿舎等の規模の大きな敷地と戸建住宅地が混在し、地区の南側は戸建住宅を中心とした住宅地が広がっています。地区の周囲には国道246号、三宿通り及びバス通りがあり、各々の沿道には商店街が形成されています。

現在、都営団地の建替えが進められており、今後は国家公務員宿舎の跡地利用等、市街地の更新も予想されています。これをふまえ、本計画では建築物等の適切な規制・誘導を行うことにより、地区特性に応じた緑豊かでゆとりのある良好な住宅地の維持・形成及び快適な買物空間を備えた健全な商業市街地の形成を図ることを目的とします。

土地利用の方針

地区計画の目標を実現するため、地区の特性を踏まえ以下のように地区を区分し、土地利用の方針を定めます。

- 1 文教住宅地区
 - 大学や団地等の大規模敷地と住宅地が調和した、緑豊かでゆとりのある良好な住環境の形成を図ります。
- 2 住宅地区

周辺の住宅地との連続性を考慮しつつ、戸建住宅や集合住宅を主体とした緑豊かでゆとりのある良好な 住環境の形成を図ります。

3 沿道地区

国道246号、バス通り沿道は快適な買物空間を備えた健全な商業市街地の形成を図ります。三宿通り沿道は、住環境に配慮しながら、快適な買物空間を備えた健全な商業市街地の形成を図ります。

地区計画・地区街づくり計画・新たな防火規制

地区計画は、都市計画法に基づく制度で、地区の将来像に基づき、建築物の用途や形態、道路、公園等、法律の範囲内で街づくりのルールを定め、安全で住み良い街を実現することを目的としています。

地区計画の内容を建築基準法に基づく「世田谷区地区 計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」に 定めることにより、地区内の新築・建替えなどの建築行 為は建築確認申請で審査される対象となります。

地区街づくり計画とは、世田谷区街づくり条例に基づく区独自の制度です。地区街づくり計画を定め、街づくり誘導地区に指定することで、建築行為等への届出に対して、区から適合通知を発行します。

新たな防火規制は、東京都が創設した東京都建築安全 条例第7条の3第1項に基づく制度です。都知事が指定 し、耐火性が高い建築物に建替えを誘導することにより、 地域の防災性を高めることを目的とするものです。

地区計画

- ▼都市計画法に基づく制度
- ▼内容は限定されるが、法的拘束力が強いの が特徴
- ▼区が策定します。

地区街づくり計画

- ▼世田谷区街づくり条例に基づく制度
- ▼地区計画よりきめ細かく決められるのが特徴
- ▼区が策定します。

新たな防火規制

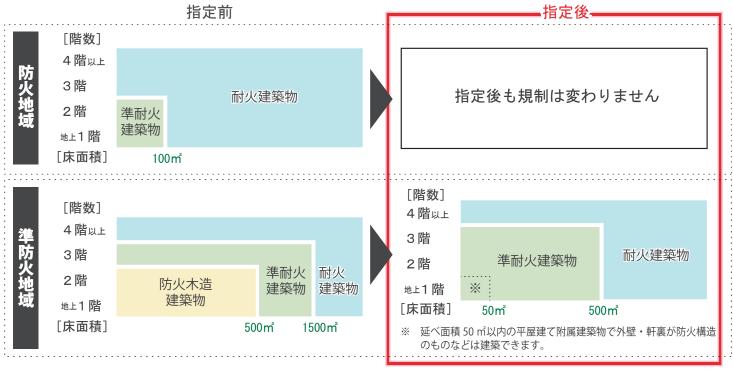
- ▼東京都建築安全条例第7条の3第1項に 基づく制度
- ▼東京都が指定します。

「東京都建築安全条例」に基づく「新たな防火規制」の規制内容

告示:平成27年12月25日 東京都告示: 1844号 施行:平成28年 1月25日

都営下馬アパート周辺地区は、地区内に昭和女子大学一帯の広域避難場所が存在することから、広域避難場所一帯の防災機能の強化を図るため、都営下馬アパート周辺地区地区計画と併せて、東京都建築安全条例第7条の3第1項による防火規制の区域に指定されました。

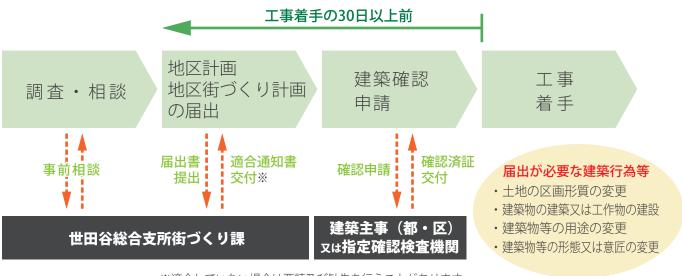
地区内で建てられる建物は、下図のように原則として耐火建築物または準耐火建築物の性能が必要となります。



- ・防火木造建築物・・・木造建築物で外壁・軒裏を防火構造としたもの。
- ・準耐火建築物・・・・壁、柱、床、はり、屋根等を火災の際一定時間燃えない構造とし、開口部で延焼のおそれのある部分を網入りガラス等にしたもの。

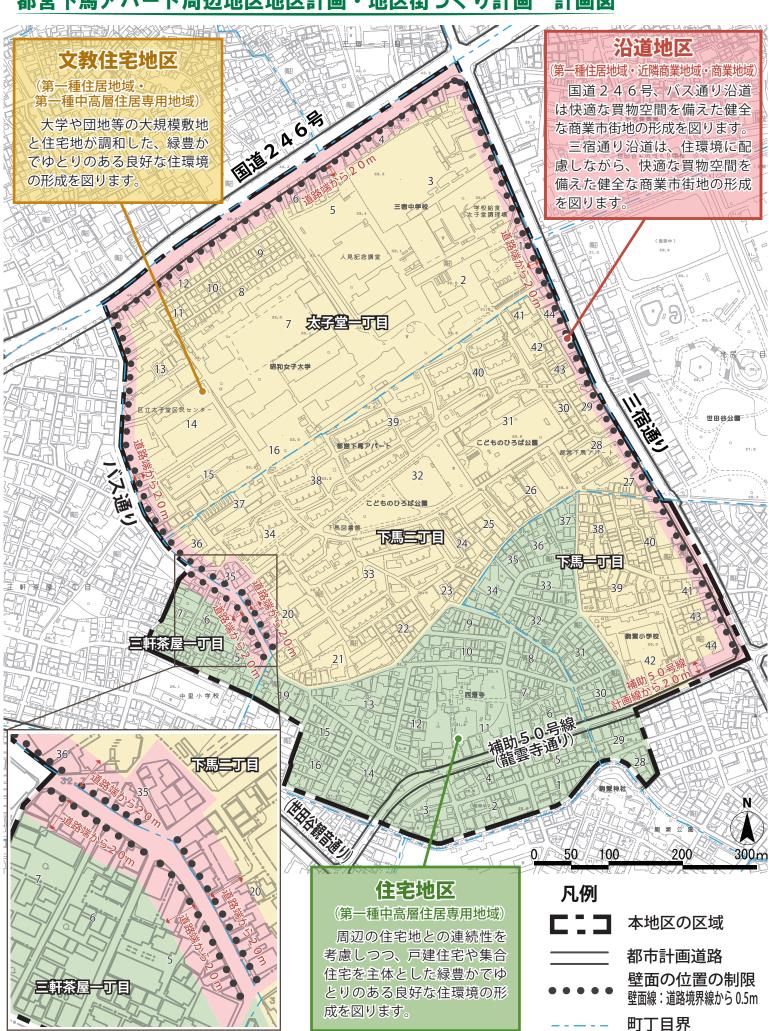
建替え等の際に必要となる手続

地区内で新築・建替えなどの建築行為を行う方は、工事着手の30日以上前で、かつ建築確認申請の前までに世田谷区への届出が必要です。新築や建替えなどをお考えの方は、まず、世田谷総合支所街づくり課までご相談ください。



※適合していない場合は要請及び勧告を行うことがあります。

都営下馬アパート周辺地区地区計画・地区街づくり計画 計画図



| 決定 | 平成27年11月30日 | 地区計画:世田谷区告示第726号 | 地区街づくり計画:世田谷区告示第727号 | 街づくり誘導地区:世田谷区告示第728号 | 地区計画:世田谷区告示第606号 | 地区計画:世田谷区告示第619号 | 地区計画:世田谷区告示第374号 | 地区街づくり計画:世田谷区告示第375号

都営下馬アパート周辺地区地区計画・地区街づくり計画

				/>	地区街づくり計画:世田谷区告示第 375 号	
	也区		文教住宅地区	住宅地区	沿道地区	
	区分	面積	約34.5 h a	約14.1 h a	約6.3 h a	
地区整備計画		建築物等の用途の制限	- なみラのネ悪もいろ ロセヅゆい オリマ	= □ハ↓↓ファ↓↓ど· ▽ ・セ・・、 ▽ ・▽・!	1 「風俗営業」、「店舗型性風俗特殊営業」及び「店舗型電話異性紹介営業」を営む建築物は建築してはならない。(ぱちんこ屋、まあじゃん屋は除く) 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物は建築してはならない。 【本祭してはならない。【	
			3 各住戸の主要な出入口を道路に面しての各号のいずれかに該当するものを除(1) 幅員2m以上の敷地内の通路にのみ(2) 地区計画の決定の告示があった日(ている土地で、その全部を一の敷地の主要な出入口が面する住戸が従っている戸数以下の長屋	く。 *その主要な出入口が面する住 以下「告示日」という。)において として使用する場合で、幅員2r	戸の数が3戸以下の長屋 現に長屋の敷地として使用され n以上の敷地内の通路にのみそ	
		建築物の 敷地面積の 最低限度	70m²	6	_	
		壁面の位置の制限	敷地面積に応じて、隣地境界線から建築 わる柱の面までを次の距離以上とする。(※ (1) 70㎡以上250㎡未満の敷地 (2) 250㎡以上500㎡未満の敷地 (3) 500㎡以上1,000㎡未満の敷地 (4) 1,000㎡以上2,000㎡未満の敷地 (5) 2,000㎡以上3,000㎡未満の敷地 (6) 3,000㎡以上4,000㎡未満の敷地 (7) 4,000㎡以上の敷地 ※ 一定の条件を満たす附属建築物は適用除	: 0.5m : 0.75m : 1m : 1.5m : 2m : 2.5m : 3m	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び当該建築物に付属する門又は塀の面は、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。ただし、道路面からの高さが2.5mを超える部分を除く。	
		壁面後退 区域における 工作物の設置 の制限	_		計画図に表示する壁面線と道路境界線との間には、門、フェンス、車止め等の工作物を設置してはならない。	
		建築物等の高さの最高限度	1 建築物の高さは、原則25m以下でなければならない。 2 道路境界線及び隣地境界線から外壁又はこれに代わる柱の面までの距離が4m以上の建築物は、30m以下とすることができる。(※) 3 道路境界線及び隣地境界線から外壁又はこれに代わる柱の面までの距離が5m以上の建築物は、35m以下とすることができる。(※) 4 告示日において現に存する建築物(以下この項において「既存建築物」という。)の敷地において、告示日以後に増築する場合については、既存建築物の既存部分に対して第1項から第3項の規定を適用しない。 ※ 一定の条件を満たす附属建築物は適用除外となります。	1 建築物の高さは15m以下で なければならない。 2 計画変更の告示日に高さが 15mを超える既存建築物の 敷地の区域において、計画変 更の告示日以降に建築する 建築物で、以下の(1)(2)を満 たすものの高さは、既存建築 物の高さ以下とすることがで きる。 (1) 敷地内の緑化についてみど りの質を考慮した計画に努 めたもの (2) 高木 (高さが4m以上)を敷 地内に植栽したもの	_	
		建築物等の 形態又は 色彩その他 の意匠の制限	1 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺の環境と調和したものとする。 2 屋外広告物の形態、意匠、色彩は周辺の街並みに配慮したものとし、光源を設置する場合、周辺環境に			
		垣又は さくの構造 の制限	1 道路や公園・公共空地に面してコンクリートブロック塀等を築造してはならない。ただし、コンクリートブロック塀等の高さが0.6m以下のものを除く。 2 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に緑化したものにするよう努める。			
		- 地の利用に する事項	_			

全地区共通のルール

A 垣又はさくの構造の制限

道路や公園・公共空地に面してコンクリートブ ロック塀等は築造できません(※)。また、道路に 面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェ ンス等に緑化するよう努めることとします。

※コンクリートブロック塀等の高さが60cm以下のものは、 この限りではありません。







コンクリート ↑ブロック塀 ▼高さ60m以下

日 建築物等の形態又は色彩その他の 意匠の制限

建築物の屋根及び外 壁の色彩は、原色を避 け、周辺の環境と調和 したものとします。

屋外広告物の形態、 意匠、色彩は周辺の街 並みに配慮したものと し、腐食、破損しやす い材料を使用してはな らないものとします。



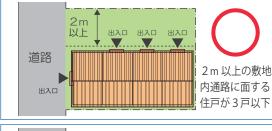
原色の 屋根や外壁

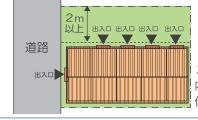
(例) 光源を設置す る看板・広告 物で、周辺環 境に悪影響を 及ぼすもの

○ 建築物等の用途の制限

良好な市街地環境の形成を図るため、各住戸の 主要な出入口を道路に面して設けられていない長 屋は建てられません。(※)

- ※ただし、下記の2つについては除かれます。
- ①幅員2m以上の敷地内の通路にのみその主要な出入口が 面する住戸の数が3戸以下の長屋。
- ②地区計画決定告示日において現に長屋の敷地として使用 されている土地で、その全部を一の敷地として使用する 場合で、幅員2m以上の敷地内の通路にのみその主要な 出入口が面する住戸が従前の幅員 2 m以上の敷地内の通 路にのみその主要な出入口が面する戸数以下の長屋。







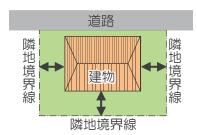
2m以上の敷地 内通路に面する 住戸が4戸以上

文教住宅地区・住宅地区のルール

D 敷地面積に応じた壁面の位置の制限

良好な住環境の形成を図るため、敷地面積に応じて 建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面までの距離 は、右表のとおりとします。





敷地面積	距離	
70 ㎡以上 250 ㎡未満	0.5m以上	
250 ㎡以上 500 ㎡未満	0.75m 以上	
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	1.0m 以上	
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	1.5m 以上	
2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	2.0m 以上	
3,000 ㎡以上 4,000 ㎡未満	2.5m 以上	
4,000 ㎡以上	3.0m 以上	
·		

- 70 ㎡未満の敷地については、地区計画上の制限はありません。 附属建築物で小規模な倉庫、ゴミ置場、電気室、受水槽室等や 高い開放性を有するものは除きます。(8ページ参照) **※** 2

□ 緑化の推進に関するルール

良好な環境を維持し、街のみどりを増やすため に、「世田谷区みどりの基本条例」に基づき緑化を 推進し、届出が義務化されていない面積150㎡ 未満の敷地についても敷地面積、建ぺい率に応じ た基準に基づき緑化に努めます。

▼ 緑化の基準(※)

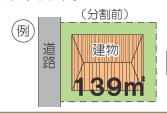
1 1313 1 1 (11)				
面積/建ぺい率	60%	7 0 %		
100㎡未満	中木1本			
100㎡以上 150㎡未満	中木	2本		

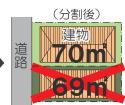
(※)緑化計画の届出対象外敷地における建築に 伴う緑化誘導基準より

■ 建築物の敷地面積の最低限度

文教住宅地区と住宅地区では、住宅の建て詰ま りを防ぎ、良好な住環境の維持、形成をしていくた め、建築物の敷地面積の最低限度を70㎡とします。

下図の例のように建築敷地として70㎡未満に は分割できません。ただし、告示日前から敷地面積 が70㎡未満であることを、登記簿や建築確認済証 等で確認できる場合には、70㎡未満の敷地でも建 築できます。





G 建築物等の高さの最高限度

戸建住宅や集合住宅の調和 を図るため、建築物の高さを 原則15mまで(※)とします。

※ただし、「計画変更の告示日」 に高さが15mを超える既存 建築物の敷地の区域において、 「計画変更の告示日」以降に 建築する建築物で、右記の ①②を満たすものの高さは、 既存建築物の高さ以下とする ことができます。



- ①敷地内の緑化について みどりの質を考慮した。 計画に努めたもの
- ②高木(高さが4m以上) を敷地内に植栽したもの

「みどりの質を考慮した計画」とは、下記の例 のように、みどりが持つ機能(風景づくり、 環境の改善など)に配慮して、みどりを維持・ 創出する計画です。

- (例)・近隣の緑との繋がりを意識した植栽とする。
 - ・地域のシンボルとなる樹木を植える。 ・二酸化炭素を多く吸収する樹種を選ぶ。

 - ・世田谷の在来種を選ぶ。
 - 島や中が来る樹種を選ぶ。など

高木とは、植樹時の 樹高が4m以上の 樹木です。





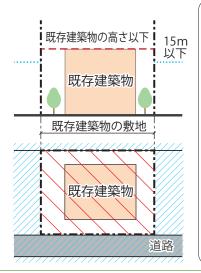
【凡例】

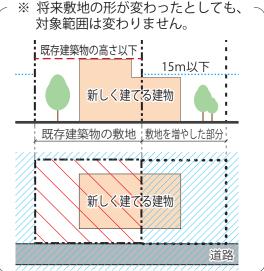
既存建築物の高さ以下 15m以下

既存建築物の敷地

敷地を増やした部分

- 【注】右の図における「既存建築物」は、 「計画変更告示日(平成31年4月1日)」 に高さが15mを超える既存建築物です。
 - *建替えの際は、容積率や日影規制などの 様々な法令を遵守して建築すること となります。





文教住宅地区のルール

■ 建築物の高さの最高限度

大規模敷地と住宅地の調和を図るため、 建築物の高さを原則25mまで(※1)とし ます。

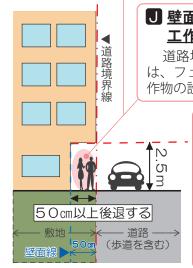


- ※1 ただし、道路境界線及び隣地境界線から建 築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの 距離を4m以上確保する(※2)ものについ ては、建築物の高さの最高限度を30mまで、 5 m以上確保する (※2) ものについては、 35mまで緩和します。
- ※2 附属建築物で小規模な倉庫、ゴミ置場、電気 室、受水槽室等や高い開放性を有するものは 除きます。(8ページ参照)

沿道地区のルール

■ 壁面位置の制限

快適な買物空間を確保するため、国道246号、 バス通り、三宿通りの道路境界線から建築物の外 壁又はこれに代わる柱の面等(道路面からの高さ が2.5m以下の部分に限る)までの壁面後退距離 は50cm以上とします。



■ 壁面後退区域における 工作物設置の制限

道路境界線と壁面線の間に は、フェンス、車止め等の工 作物の設置はできません。

K 建築物等の用途 の制限

良好で健全な市街 地環境の形成を図る ため、風俗営業の用 に供する建築物、勝 馬投票券発売所、場 外車券売場等は建て られません。

称		都営下馬アパート周辺地区地区計画		平成31年 4月 1日 地区計画:世田谷区告示第37。		
位置		世田谷区太子堂一丁目、下馬一丁目、下馬二丁目及び三軒茶屋一丁目各地内				
面 積 地区計画の目標		約54.9ha - 大地区は、市会電鉄田関東本館及び井田公第二直英長町の市側に位置しており、地区の北側は七巻、海常田地及び国党公敦昌庁を築の担償の土きわ断地上戸建た				
→ H1 F		本地区は、東急電鉄田園都市線及び世田谷線三軒茶屋駅の東側に位置しており、地区の北側は大学、都営団地及び国家公務員宿舎等の規模の大きな敷地と戸建住 宅地が混在し、地区の南側は戸建住宅を中心とした住宅地が広がっている。地区の周囲には国道246号、三宿通り及びバス通りがあり、各々の沿道には商店街が形成されている。 現在、都営団地の建替えが進められており、今後は国家公務員宿舎の跡地利用等、市街地の更新も予想される。これをふまえ、本計画では建築物等の適切な規制・誘 導を行うことにより、地区特性に応じた緑豊かでゆとりのある良好な住宅地の維持・形成及び快適な買物空間を備えた健全な商業市街地の形成を図ることを目的とする。				
土井	他利用の方針	地区計画の目標を実現するため、地区の特性を踏まえ以下のように地区を区分し、土地利用の方針を定める。 1 文教住宅地区				
		大学や団地等の大規模敷地と住宅地が調和した、緑豊かでゆとりのある良好な住環境の形成を図る。 2 住宅地区				
建築物等の整備の方針		周辺の住宅地との連続性を考慮しつつ、戸建住宅や集合住宅を主体とした緑豊かでゆとりのある良好な住環境の形成を図る。 3 沿道地区 国道246号、バス通り沿道は快適な買物空間を備えた健全な商業市街地の形成を図る。三宿通り沿道は、住環境に配慮しながら、快適な買物空間を備えた健全な商業市街地の形成を図る。				
		建築物の建替え等を通じて地区の目標とする市街地の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。 1 良好で健全な市街地環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2 良好な住環境の維持、形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3 大規模敷地と住宅地が調和した市街地の形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。 4 快適な買物空間を確保するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 5 良好な住環境の形成を図るため、壁面の位置の制限を定める。 6 良好な住環境の形成を図るため、壁面の位置の制限を定める。 6 良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 7 安全で良好な住環境の形成を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。 8 建築基準法昭和25年5月24日法律第201号。以下、「法」という。)第59条の2第1項、法第86条第3項若しくは第4項、又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定に2つが許可に係る建築物については、本地区整備計画に定める事項を遵守するものとする。				
地区	玄の 名称	文教住宅地区	住宅地区	沿道地区		
区分	面積	約34.5ha	約14.1ha	約6.3ha		
建築物等に関する事	建築物等の用途の制限	_		1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和234 月10日法律第122号第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号 第6項各号又は第9項に該当する営業の用に供する建築物は建築 てはならない。 2 法別表第2(ほ)項第2号に規定するもののうち、勝馬投票券発売 所、場外車券売場その他これらに類する建築物は建築してはなら い。		
事項	建築物の	3 各住戸の主要な出入口を道路に面して設けることができない長屋は、建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない (1) 幅員2m以上の敷地内の通路にのみその主要な出入口が面する住戸の数が3戸以下の長屋 (2) 地区計画の決定の告示があった日(以下「告示日」という。)において現に長屋の敷地として使用されている土地で、その全部を一の敷地として使用する場合 2m以上の敷地内の通路にのみその主要な出入口が面する住戸が従前の幅員2m以上の敷地内の通路にのみその主要な出入口が面する戸数以下の長屋				
	敷地面積の 最低限度	建築物の敷地面積は、70㎡以上でなければならない。		_		
	壁面の位置の制限	1 隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、敷地面積に応じて、次に掲げる数値以上とする。 (1) 70㎡以上250㎡未満の敷地に建築する建築物にあっては0.5m (2) 250㎡以上500㎡未満の敷地に建築する建築物にあっては0.75m (3) 500㎡以上1,000㎡未満の敷地に建築する建築物にあっては1m (4) 1,000㎡以上2,000㎡未満の敷地に建築する建築物にあっては1m (5) 2,000㎡以上3,000㎡未満の敷地に建築する建築物にあっては2m (6) 3,000㎡以上4,000㎡未満の敷地に建築する建築物にあっては2m (7) 4,000㎡以上の敷地に建築する建築物にあっては2.5m (7) 4,000㎡以上の敷地に建築する建築物にあっては2.5m (7) 4,000㎡以上の敷地に建築する建築物にあっては3m (1) 物置その他これに類する用途では2増場を除く。)に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m 以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの (2) ゴミ置場の用途に供する附属建築物で、軒の高さが3m以下のもの (3) 電気室、受水槽室その他これらに類する用途に供する附属建築物 (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書きに規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の附属建築物		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び当該建築物に付属す門又は塀の面は、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならい。ただし、道路面からの高さが2.5mを超える部分についてはこの形ではない。		
	壁面後退区域 における 工作物の 設置の制限	_		壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間 土地の区域には、門、フェンス、車止め等の工作物を設置してはなない。		
	建築物等の高さの最高限度	2 道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離が4m以上の建築物は、前項の規定にかかわらず、建築物の高さは、30m以下とすることができる。 3 道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離が5m以上の建築物は、前2項の規定にかかわらず、建築物の高さは、35m以下とすることができる。 4 前2項の規定は、同項の道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの間に次の附属建築物が存することを妨げないものとする。 (1) 物置その他これに類する用途(ゴミ置場を除く。)に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5m以内のもの(2) ゴミ置場の用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5m以内のもの(2) ゴミ置場の用途に供する附属建築物で、軒の高さが3m以下のもの(3) 電気室、受水槽室その他これらに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.5m以方のもの	1 建築物の高さは、15m以下でなければならない。 2 本規定の変更決定告示日(以下この項において「基準日」という。)において現に存する建築物でその高さが15mを超えるもの(以下この項において「15mを超える既存建築物」という。)の敷地として使用されている土地の区域(以下この項において「既存区域」という。)において、基準日以後に建築される建築物で、以下の各号をすべて満たすもの(既存区域以外の土地を1の敷地として建築する場合にあっては、既存区域以外の土地を10敷地として建築する場合にあっては、既存区域に存する建築物の部分に限る。)の高さは、前項の規定にかかわらず、15mを超える既存建築物の高さ以下とすることができる。 (1) 敷地内の緑化についてみどりの質を考慮した計画に努めたものという。)を敷地内に植栽したものという。)を敷地内に植栽したもの	_		
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の 制限	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	垣又はさくの 構造の制限	1 道路や公園・公共空地に面してコンクリートブロック塀 2 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェ	ートプロック塀等の高さが0.6m以下のものはこの限りでない。			
1.44	型の利用に関する	世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例) においては、緑化計画の届出対象外敷地における建築に		_		